

独立行政法人奄美群島振興開発基金設立委員会規程（案）

（組織）

第1条 独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立に関する事務を処理するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第15条第1項に規定する設立委員（以下「委員」という。）をもって独立行政法人奄美群島振興開発基金設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（議事）

第2条 次に掲げる事項は、委員会の議事に付するものとする。

- (1) 起業目論見書
- (2) 設立準備完了届出書
- (3) 設立事務引継書
- (4) その他委員会において議事に付すべきこととした事項

（委員長）

第3条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、主務大臣の招集により開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を総理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

（議事概要）

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事概要を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事及びその概要

（事務局）

第6条 委員会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課及び財務省大臣官房政策金融課において処理する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。